

ファースト&スロー：二重過程理論からみる政府規制、自主規制、共同規制
—ICT リテラシー政策を補完する行動インサイトとブーストの可能性—

○氏名 齋藤長行

Keywords：政府・自主・共同規制、リテラシー向上、二重過程理論、行動インサイト、ブースト

1 目的：これまでオンライン上の偽・誤情報等の違法・有害情報に対し、政府は表現の自由への配慮、該当性判断の困難性、法的措置に対する懸念を踏まえ、民間の自主的取組を基本として共同規制により対処しようとしてきた。その具体的な方策の一つとして、ICT リテラシーの向上に向けた政策が講じられてきた[1]。ICT 利用者自らが、適切に web サービスを利用できるよう彼らの知識を高めることが最善の手立てであると言えよう。しかし、従来型の啓発教育政策には、教育提供上の困難性も内包しており、啓発教育を補完することにより共同規制体制を支援する方策を再検討する必要があるのではないかと。

2 方法：本研究では 1) EU の情報通信政策を概観することにより、我が国との政策アーキテクチャの差異を検証する。その検証を受けて、2) 英国の Ofcom の政府・自主・共同規制の政策タキソノミーを基に、啓発教育と行動インサイトの特質について、二重過程理論の観点から政策的差異を検証する[2]。

3 結果：1) EU の情報通信政策を概観すると、EU においても共同規制の政策アプローチは講じられているものの、それだけに止まらず一定の政策的介入が講じられている。EU 消費者権利指令では、オンライン購入の際に事前にチェックの入ったボックスを設定することを禁止している。さらには、EU デジタルサービス法や AI 規制法においては、ダークパターンを用いて、オンラインショッピング利用者の判断を欺瞞的に歪める行為を禁止している。これらの政策は、人間の行動特性に関するエビデンスを踏まえた上での政策介入の決定であり、そこには人間の習性上の問題が根底となっている。

2) Ofcom(2008)の共同規制の定義によれば、法的介入は「政策目標を達成するための最後の権限を持つ」としており、その主たる取組は政府と産業界との共同であるとしている[3]。このことから、法的介入の前段階において、啓発教育の果たす役割は大きいと言える。しかし、能力の取得に一定の学習量が求められることや、啓発教育を提供する体制の構築には人員的・予算的制約が生ずる。さらに、二重過程理論を踏まえれば、啓発教育で身に付いた知識はシステム 2 の行動システムであるが、人間の行動の多くの部分がシステム 1 に司られていることから、行動インサイトを踏まえた政策介入が必要になる。

4 結論：上記の検討から、共同規制を効果的に施行していくためにも、従来型の ICT リテラシー政策を補完するための行動インサイトの適用も検討する必要があるのではないだろうか。システム 1 の行動から生ずる問題に焦点を当てた政策アーキテクチャが必要になってくるであろう。また、昨今、行動インサイトを踏まえた上での効果的な啓発教育の実践も欧州で取り入れられている。この手法は、「ブースト」と呼ばれており、認知バイアスの発生を防ぐための教示等であり[4]、ナッジとの組合せが試みられている。このブーストの導入も検討する価値があるであろう。

[1] 総務省 (2024) 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ」

[2] Evans, J. St. B. (2008). Dual-Processing Accounts of Reasoning, Judgment, and Social Cognition, *Annual Review of Psychology*, 59:255-278.

[3] Office of Communications (2008). Identifying appropriate regulatory solutions: principles for analyzing self- and co-regulation Statement, *Ofcom*, UK.

[4] Hertwig, R., & Ryall, M. D. (2020). Nudge versus boost: Agency dynamics under libertarian paternalism, *The Economic Journal*, 130 (629), 1384–1415.